

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成24年7月31日付け答申第18号）の概要

第1 件名

がした県税に係る審査請求に関する文書（処分庁が保有しているもの）についての不開示決定処分に対する異議申立て

第2 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報を不開示としたことは、妥当である。

第3 経緯

1 保有個人情報開示請求 平成23年10月23日

平成 年 月に がした県税にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関する行政文書（電磁的記録を含む。）のうち、処分庁たる東青地域県民局長が作成または保有している行政文書（電磁的記録を含む。）

なお、内部の意思決定に関する内容を記録した文書（電磁的記録を含む。）を含む。但し、平成 年 月 日に指令第 号で一部開示決定を受けた次の文書を除く。

自動車税調定（減額）内訳書、 税務部門オンラインシステムに係る自動車税の課税照会情報、登録照会情報、収納照会情報及び口座振替入力情報の電磁的記録、
口座振替領収明細書及び口座振替依頼書

2 不開示決定 平成23年10月27日

開示請求された行政文書は、平成 年 月 日付け指令第 号で一部開示決定した行政文書以外に作成していないため、保有していない。

3 異議申立て 平成23年12月19日

不開示決定は取り消されるべきである。

4 諮問 平成24年1月18日

第4 審査会の判断理由

1 本件開示請求の対象となった保有個人情報及び本件開示請求に対する不開示決定の理由について

本件保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象となった保有個人情報は、異議申立書等によると、本件審査請求に係る審査請求書の副本（本件審査請求に係る処分庁である東青地域県民局長（以下「処分庁」という。）が保有しているもの）であると認められる。

また、実施機関が本件開示請求に対して不開示決定を行った理由については、理由説明書等によると、本件審査請求に係る審査庁である青森県知事（担当課：総務部税務課。以下「審査庁」という。）は処分庁に審査請求書の副本を送付しておらず、処分庁は審査請求書の副本を保有していないためであると認められる。

2 本件開示請求の対象となった保有個人情報の存否について

(1) 異議申立人及び実施機関の主張

異議申立書等及び理由説明書等によると、本件異議申立ての争点は、審査庁が処分庁に審査請求書の副本を送付し、処分庁が審査請求書の副本を保有しているかどうかにあると認められる。

この点について、異議申立人及び実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 異議申立人は、処分庁が審査請求書の副本を保有していない前提で不開示決定がされたことについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第22条第1項の規定は、審査請求人の主張に理由がないと審査庁が判断する場合であっても、審査請求書の副本を処分庁に送付することが審査庁に義務付けられると解釈するのが妥当であり、当該審査請求書の副本が「開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報」に含まれていないのは、その特定範囲を誤っている旨主張している。

イ これに対し、実施機関は、同項においては、審査請求書の副本を送付し、弁明書の提出を求めるかどうかは審査庁の裁量に委ねられているとされているところであって、当該審査請求が理由がないと判断できるときや、審査庁の調査で足りる場合等には、審査庁は、審査請求書の副本を処分庁に送付し、処分庁の弁明を求める必要はないものとされており、本件審査請求については、本件審査請求が理由がないと判断でき、審査庁の調査で足りることから、処分庁に審査請求書の副本を送付し、処分庁に弁明を求める必要がなかったものであり、処分庁は審査

請求書の副本を保有していない旨主張している。

(2) 本件審査請求の概要

本件審査請求に係る判決書によると、本件審査請求の概要は、おおむね次のとおりである。

ア 経緯

処分庁は、審査請求人が所有する自動車(以下「本件自動車」という。)に対し、平成 年6月2日付けで自動車税の年税額をもって自動車税を課したが、本件自動車については、その後において、同年5月 日に一時抹消登録を受けていることが明らかになったことから、処分庁は、同年6月27日付けで本件自動車に係る自動車税額を年税額の2月分に相当する額に減額するとともに、審査請求人に対し減額後の自動車税額を通知しており、同月30日に審査請求人の指定預金口座から減額後の自動車税額で口座振替がなされている。

イ 審査請求人の主張

審査請求人は、本件自動車に対する自動車税賦課決定処分(同月27日付けで行った自動車税額の減額を含む。)を取り消すとの判決を求めたものであり、その理由の要旨は、次のとおりである。

平成 年6月27日付けの減額後の自動車税額に不服はないが、口座振替用以外の納税通知書にある「4・5月に抹消登録した場合の取扱い」についての記載「4月、5月の自動車まっ消登録について 本年4月、5月にまっ消登録した場合には、後日お送りする減額通知書で納めてください。」の記載)に類する事項が、同月2日付けの「口座振替用の自動車税納税通知書及び納税通知書と一体になって届く文書」にないことに不服がある。

ウ 審査庁の判断

審査庁は、審査請求人から提出された審査請求書及び釈明書から、本件審査請求の争点は、本件自動車に係る自動車税の納付の告知が違法又は不当であるかどうかにあると認められるとし、この点について次のとおり判断し、本件審査請求を棄却した。

本件自動車に係る自動車税を課する際には、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する事項を記載した納税通知書をもって納付の告知をしている。審査請求人は、口座振替用の納税通知書に、口座振替用以外の納税通知書にある「4・5月に抹消登録した場合の取扱い」についての記載に類する事項の記載がないことに不服がある旨主張しているが、当該事項については、地方税法の規定による納税通知書に記載すべき事項とされていないものである。したがって、本件自動車に係る自動車税の納付の告知については、何ら違法又は不当となるべき点はない。

(3) 行政不服審査法の解釈

審査請求書の副本の処分庁への送付及び弁明書の提出要求については、行政不服審査法第22条第1項において、「審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本...を処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。」と規定しており、「弁明書の提出を求めるかどうかは、審査庁の判断に委ねられている。もっとも、処分庁の弁明をまつまでもなく、当該審査請求に理由がないと判断できるとき、不適法であることが明らかなきとき、審査庁の調査で足りるときなど、審査庁において処分庁が処分するにいたった理由を了知できる場合には、あえてその提出を求めないで審理を行っても差し支えない（昭37.10.23自治省税務局長通達・基本行政通達3巻7393頁）」（室井力・芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法 行政手続法・行政不服審査法』株式会社日本評論社、1997、364頁）と解されている。

(4) 以上のとおり、本件審査請求における不服は、納税通知書上の納付の告知に関する記載に係る不服であり、自動車税の税額などの賦課決定の内容に係る不服ではなく、そのため、審査庁は、当該記載に係る事項について、地方税法の規定による納税通知書に記載すべき事項かどうかについて審査し、判断したものである。

そうであれば、納税通知書上の記載事項について地方税法の規定による記載事項かどうかを審査するに当たっては、処分庁の弁明は不要であり、処分庁に審査請求書の副本を送付する必要がなかったものと認められる。したがって、「本件審査請求については、処分庁に審査請求書の副本を送付し、処分庁に弁明を求める必要がなかったものであり、処分庁は審査請求書の副本を保有していない」という実施機関の主張に不合理な点はない。

よって、本件審査請求に係る審査庁である青森県知事が、本件審査請求に係る処分庁である東青地域県民局長に審査請求書の副本を送付しておらず、処分庁である東青地域県民局長は審査請求書の副本を保有していないと認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件開示請求の対象となった保有個人情報を保有していないと認められるので、第2のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1月18日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成24年 2月13日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成24年 3月 6日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成24年 3月15日 (第23回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 4月17日	・ 実施機関からの意見書を受理した。
平成24年 4月20日 (第24回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 5月21日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成24年 5月31日 (第25回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 6月15日 (第26回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 7月20日 (第27回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

（平成24年7月31日現在）